



# 静岡市版快適トイレについて



## 静岡市版快適トイレの背景

国土交通省が、建設現場を男女ともに働きやすい環境とする取り組みを進めており、その一環として、男女ともに快適に使用できる仮設トイレを「快適トイレ」と名付け、平成28年10月1日以降に入札手続きを開始する土木工事から導入を開始しました。

建設業の担い手確保・育成事業に取り組む本市においても、若者や女性の入職を増やす必要があると考えていることから、清潔感ある洋式トイレの家庭に育った今の世代に合わせた、建設現場のトイレを快適化することは、建設現場の就労環境改善の中で重要な要素であると考えております。

女性のさらなる活躍や新たな入職者を増加させるための整備として、国土交通省の基準を利用し、本市の工事発注額や規模に即した、静岡市版の快適トイレ基準を新たにここに作成します。

# 国土交通省快適トイレ標準仕様

## 国土交通省直轄工事の現場における快適トイレの標準仕様

### 快適トイレの標準仕様【国土交通省版】

#### 1. トイレに求める機能

- ①洋式便座
- ②水洗(簡易水洗も含む)、又は、し尿処理装置付き
- ③臭い逆流防止機能付き(フラッパー機能付き)  
(必要に応じて消臭剤等活用し臭い対策をとること)
- ④容易に開かない施錠付き(二重ロック等)  
(二重ロックの備えがなくても容易に開かないことを製造者が説明できるもの)
- ⑤照明設備(電源がなくて良いもの)
- ⑥衣類掛け等のフック付きまたは荷物置き場の設備付き(耐荷重5kg以上)

比較的に設置ハードルは低い

#### 2. 付属品として備えるもの

- ①男女別の明確な表示(女性が現場にいる場合は必須)
- ②入口の目隠し版の設置  
(男女別トイレ間も含め入口が直接見えないような配置等)
- ③サニタリーボックス(女性専用トイレに限る)
- ④鏡付き洗面台
- ⑤便座除菌シート等の衛生用品

#### 3. 推奨する仕様、付属品

- ①室内寸法900mm×900mm以上(半畳程度以上)
- ②擬音装置
- ③フィッティングボード
- ④フラッパー機能の多重化
- ⑤窓などの室内温度の調整が可能な設備
- ⑥小物置き場等(トイレットペーパー予備置き場)

費用の面以外でも設置するのにハードルが高い

※1及び2の項目は、必ず備えるものとする

※3の項目は、無くても良いが、あればより快適に使用できると思われるもの

※快適トイレに関する費用は、45,000円/基・月を上限に男女別で設置した場合は、2基まで費用計上します。

上限を超える費用については、受注者は、積算項目内の「イメージアップ経費(率分)」にて計上可能とします。

工事規模等から国のようにすべての工事に導入するのは難しいと考えている！

# 静岡市版快適トイレ仕様

そこで、静岡市は下記のとおり基準を作りました。

## 基準(案)

### 【1. 快適トイレに求める機能及び備品】

- ①洋式便座
- ②水洗(簡易水洗、し尿処理装置付きも含む)
- ③臭い逆流防止機能付き(フラッパー機能)  
(必要に応じて消臭剤等活用し臭い対策を取ること)
- ④容易に開かない施錠機能(二重ロック等)  
(二重ロックの備えがなくても容易に開かないことを製造者が説明できるもの)
- ⑤照明設備(電源がなくてもよいもの)  
(夜間工事や現場が暗い等の支障がなければ設置しなくて良いものとする)
- ⑥衣類掛け等のフック付、又は荷物置き場の設備機能(耐荷重5kg以上)
- ⑦手を洗える設備(除菌シートやアルコールスプレー等による対応も可)
- ⑧便座除菌シート等の衛生用品

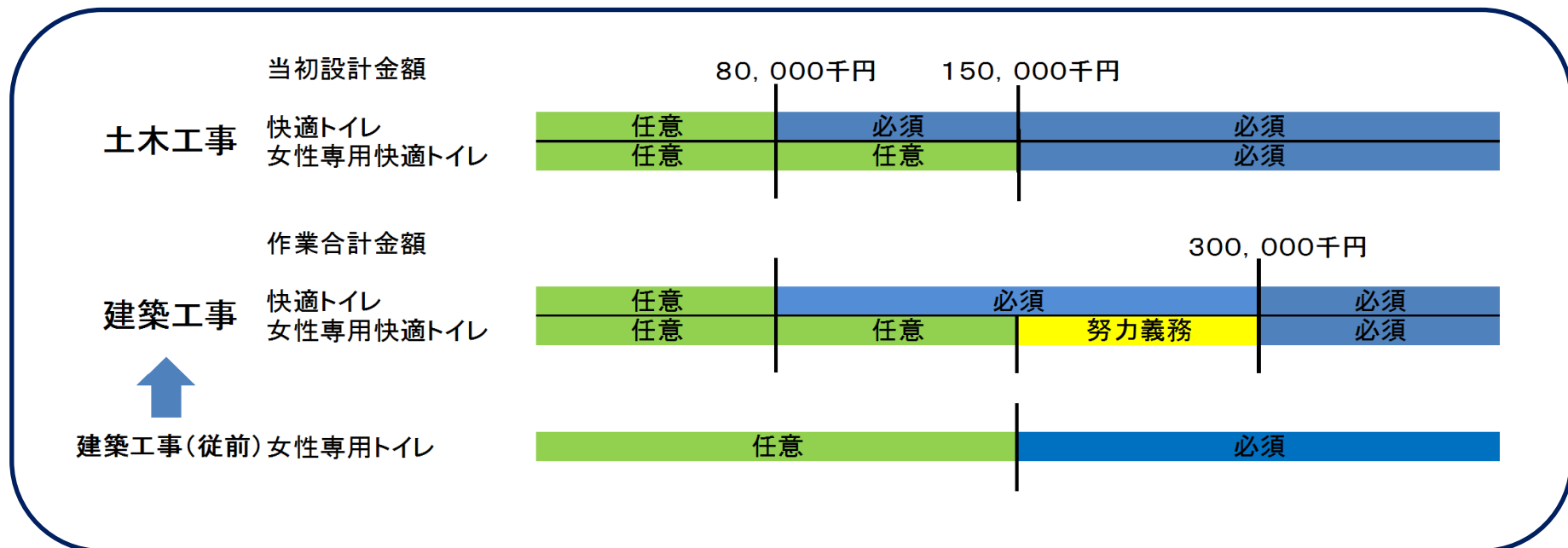
### 【2. 女性トイレを快適化する場合、上記の基準のほか下記について取り組む】

- ⑨男女別明確な表示
- ⑩入口の目隠し設置(男女別トイレがあった場合)  
(入口が見えにくくなるような配置による対応も可)
- ⑪サニタリーボックス

※その他の仕様及び付属品については、各現場に合わせトイレをより快適にするよう努力に努めること。

※赤文字は国土交通省と違う箇所

# 静岡市版快適トイレ設置基準



- ・土木及び建築(建築工事と設備工事の合算予定価格の各工事)共に80,000千円未満は任意、80,000千円以上150,000千円未満で快適トイレは必須で女性専用快適トイレは任意
- ・土木については150,000千円以上で両方必須事項(女性がいてもいなくても2台設置する)
- ・建築については150,000千円以上300,000千円未満で努力義務、300,000千円以上で両方必須事項(女性がいてもいなくても2台設置する)